

平成26年 第5回教育委員会 会議録

日 時	平成26年4月15日（火） 午後2時30分～2時50分
場 所	向日市役所 第3会議室
出席委員	前田委員長、雨宮委員、白幡委員、松本委員、奥野教育長
欠席委員	なし
事務局	教育部長、教育部参事、次長兼教育総務課長、次長兼生涯学習課長、教育総務課主査
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	1人
委員長	開会宣言
委員長	本日は議案がないが、まず教育長に対する事務委任規則に基づく「向日市教育委員会事務局組織規則及び向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」の報告を願う。
事務局	<p>— 向日市教育委員会事務局組織規則及び向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 —</p> <p>○趣旨</p> <p>平成26年4月1日付けの「参事」の職の設置に伴い、関係規則に「参事」の規定を加えたものである。</p> <p>これは、教育委員会制度改革など重要な諸課題に、迅速かつ円滑に対応する必要があることから、部長を補佐するために新たに参事の職務を設置するものである。</p> <p>○改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・向日市教育委員会事務局組織規則では、第4条第1項中「次長」を「参事、次長」に改め、同条第3項中「次長」を「参事及び次長」に改正。 ・向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則では、第2条に「参事」の職を追加。 <p>【質疑等】</p> <p>委員 参事と次長では、役割は明確なのか。</p>

事務局	次長は、課全般を見るが、参事は基本的に教育長の特命事項について担う職である。
委員	参事は教育委員会の中だけでなく、市長部局との連携もするのか。
事務局	市長部局との調整が必要な場合は、内部調整もする。
委員長	他に質問等がなければ、「教育長に対する事務委任規則第5条」により、その承認についてはかる。 (全員異議なし)
委員長	異議がないので、「向日市教育委員会事務局組織規則及び向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則」を承認する。
委員長	次に、「向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」の報告を願う。
事務局	<p>一 向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について 一</p> <p>○趣旨</p> <p>京都府立学校職員服務規程の一部改正に伴い、本市の府費負担教職員の高齢者部分休業及び配偶者同行休業に関する規定を追加するものである。</p> <p>○内容</p> <p>高齢者部分休業は、加齢に伴う諸事情やボランティア等の地域貢献活動への従事等、高齢職員の働き方の多様化に対応するため、勤務時間を短縮しながら定年まで勤務することを可能とするものであり、定年5年前から取得できる。</p> <p>配偶者同行休業は、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にする場合、本休業制度が利用でき、活躍が期待される職員の継続的な勤務の促進のため、6ヶ月以上外国での勤務が見込まれる場合に3年を超えない期間で取得できる。</p> <p>府費負担教職員が地方公務員法に基づき高齢者部分休業又は配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、教育長が定めるところによるものとする。</p>

【質疑等】

委員

高齢者部分休業では、勤務時間を短縮した状態が5年間続くということも可能なのか。

事務局

1週間あたりの正規の勤務時間の2分の1を超えない範囲で取得できるが、あくまで公務の運営に支障がないことが前提である。

委員長

他に質問等がなければ、「教育長に対する事務委任規則第5条」により、その承認についてはかる。

(全員異議なし)

委員長

異議がないので、「向日市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」を承認する。

委員長

閉会宣言